

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

平成28年2月22日

今治市監査委員 川口 義輝  
同 達川 雄一郎

監査対象機関	監査結果報告書の日付
選挙管理委員会事務局	平成28年2月8日
<p>(監査の結果)</p> <p>1 2名以上から見積書を徴する随意契約において業者への通知期間が短いものが見受けられたので、契約規則に基づいた事務執行をされたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>1 契約規則第41条及び49条に基づき、今後は適切に事務処理を行います。 選挙執行時は、事務が煩雑になるため、総括表を作成するなどし、事務の整理を行います。</p>	